

【再度公告】「演習用ノートパソコン等一式(賃貸借)」に係る一般競争入札に関する質問及び回答(Q&A)

最終更新日 2023年 6 月 22日

独立行政法人情報処理推進機構

件名:「演習用ノートパソコン等一式(賃貸借)」

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
1	Ⅲ.仕様書	p.21	6 賃貸借期間終了後の処置	「内部記憶装置のデータは、復元できない方法で完全に消去し、消去作業完了に係る証明書などの書面を原則として60日以内に提出すること。」とありますが、データ消去証明書ではなく、データ消去報告書及びデータ消去作業報告書という表題の書面で問題ございませんでしょうか。(対象機器やデータ消去手法、結果を記載、捺印有)	データ消去とその作業内容、作業完了を証明できる書類であれば、書類の題名や名称は問いません。	2023年 6月22日
2	Ⅲ.仕様書	p.20	4.2 納入作業	「納入物件一式の納入作業は搬入までとし、その後の設置、設定作業は含めない。」とありますが、会議室等の部屋へ納入する想定で問題ございませんでしょうか。開梱及び梱包部材の回収作業は、その部屋で実施する想定です。	その想定で問題ございません。	2023年 6月22日
3	Ⅲ.仕様書	p.20	4.2 納入作業	「納入物件一式の納入作業は搬入までとし、その後の設置、設定作業は含めない。」とありますが、リースシールはPCに貼付せずに、納入日同日に個別に納品させて頂く形で問題ございませんでしょうか(パソコンへのシール貼付作業は実施しない想定です)。また、その後の設置、設定作業と記載がありますが、それ以前の設定作業も含まない認識で問題ございませんでしょうか(パソコンの設定は工場出荷状態となります)。	リースシール等をPCに貼付しない形での納入でも構いません。また、工場出荷状態での納品でも構いません。	2023年 6月22日

4	Ⅲ.仕様書	p.20	3.保守要件	<p>仕様書には賃貸借期間の満了後のデータ消去作業のみ記載されております。機器の故障が発生した際、修理及び代替機交換時のデータ消去について、故障機器のデータ消去は弊社で実施しない想定、且つ、以下の認識で問題ないでしょうか。</p> <p>ストレージの故障の場合、ソフトウェア消去が実施できない場合があります。故障した部品をメーカーへ返却する必要がある場合、ソフトウェア消去ができないまま、返却をして問題ないでしょうか。また、賃貸借製品にストレージの返却不要サービスの利用をご希望とのことでしょうか？</p> <p>なお、物理破壊をご希望の場合でもIPA側で物理破壊(Destroyレベル)を実施して頂く想定で問題ないでしょうか。</p> <p>予備機交換の場合：故障機器を持ち帰りますが、ソフトウェア消去、物理破壊に関わらず、IPA側で消去して頂いた故障機器を持ち帰る想定で問題ないでしょうか。</p>	<p>原則として、故障や予備機交換の際は、IPA側で一般的なデータ消去措置を実施し、お引渡しをする予定です。</p> <p>しかしながら故障の状況等によりデータの消去処理が行えない場合は、データ消去が確認出来ない状態でお渡しする場合があります。そのため、メーカー・修理業者の方で適切に処分・破棄をお願いいたします。</p>	2023年 6月22日
5	Ⅲ.仕様書	p.21	6 賃貸借期間終了後の処置	<p>「内部記憶装置のデータは、復元できない方法で完全に消去し、消去作業完了に係る証明書などの書面を原則として60日以内に提出すること。」とありますが、データ消去作業時にはすべての対象機器は1つの場所に集められており、1度に20台以上同時に作業できるスペース及び電源が確保されている想定でよろしいでしょうか。</p> <p>また、データ消去時にストレージが故障している場合、ソフトウェア消去が実施できない場合があります。</p> <p>上記のような機器に対して物理破壊(Destroyレベル)を希望されますか。</p>	<p>仕様書上、データ消去の際の実施場所については、特に指定しておりません。</p> <p>納入及び引き取りの際の納入場所・方法等については、社会通念上容認されうる範囲内で実施・作業することと考えております。</p> <p>また、ストレージ故障等により、ソフトウェアを用いたデータ消去が行えない場合は、メーカー・業者の方で適切に処分・破棄をお願いいたします。</p>	2023年 6月22日